唐津市うみ・やま・かわ環境調和のまちづくり事業補助対象経費

科　目	内　　容	備　考
交通費	事業実施に伴う交通費など。	
通信運搬費	インターネット回線使用等に係る費用、郵送及び宅配便料金など。	
借上げ料	会議やイベント開催のための会場利用料、機材リースなど **ただし、手持ち式草刈り機は一日一台あたり上限３，０００円とし、自走式草刈り機は一日一台あたり上限１０，０００円とする。** **また会員への借上げ料は補助対象経費の対象としない。**	
消耗品費等	苗、育苗ポット、用土、肥料、清掃用具、図書・文献購入費、燃料費、事業目的の達成に不可欠な食材、その他事業目的の達成のために必要なもの。**（会員からの購入は対象としない）**	
印刷製本費	資料などのコピー代、チラシの作成費など 用紙、プリンターインク、写真現像代	
保険料	事業に関する保険料、ボランティア保険など。**各事業実施時には可能な限り傷害保険に加入すること。**	
食糧費	熱中症等の予防のための飲料など、当日の健康維持上必要なもの。ただし、**弁当代などの食糧費は補助対象経費の対象としない。**	
備品購入費	事業目的の達成のために必要不可欠で、かつ、事業の重要な要素となっている備品。 ただし、**補助対象経費の２０％以下とする。**	
報償費	参加者に対する記念品等の物品提供に要する経費。ただし、当該事業の目的の達成のために必要不可欠で、かつ、事業の重要な要素となっている場合のみ。	
謝金	講師や外部協力者に対する謝金。 ただし、物品による謝礼品、および会員への諸謝金は補助対象経費の対象としない。	
調査費	**自団体ではできない専門家によるデータ収集・分析の費用。**	❸環境団体の自主事業の構築・確立事業のみ対象
事務所費	**家賃共益費（上限１０万円／月、会員の自宅は対象外）**	❸環境団体の自主事業の構築・確立事業のみ対象
人件費	会場における、駐車場整理・受付・警備等にあたる臨時雇用等の賃金。ただし、補助対象事業費の２０％以下とし、原則、会員への人件費は補助対象経費の対象としない。	❷環境企画・環境教育事業と❸環境団体の自主事業の構築・確立事業は対象
	事業の専従職員１名の基本給（社会保険料の事業主負担分・各種手当を除く）として上限２０万円／月	❸環境団体の自主事業の構築・確立事業のみ対象
その他	特に市長が認めるもの。	